

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 4 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務） 第26条の 7 市町村教育委員会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。 （1） <u>9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会規則で定める者を含む。以下この号、<u>次号</u>及び次条において同じ。）のある職員が、当該子を養育すること。 <u>（2） 小学校に就学している子のある職員であって、県人事委員会規則で定めるものが、当該子を養育すること（前号に該当するものを除く。）</u>	（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務） 第26条の 7 市町村教育委員会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。 （1） <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会規則で定める者を含む。以下この号及び次条において同じ。）<u>又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子</u>のある職員が、当該子を養育すること。

—
(3) [略]

(4) [略]

2 [略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第26条の8 [略]

2 市町村教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間外に勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 [略]

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして県人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、「3歳に満たない子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずる

(2) [略]

(3) [略]

2 [略]

(子育て又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第26条の8 [略]

2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間外に勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 [略]

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして県人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するた

ことが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 [略]	めの措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。